

安倍元首相の国葬の賛否両論の中 大きな騒動もなく葬儀は終了。今はもっぱら「統一教会問題」と「マイナンバーカード健康保険証と一本化」の話題が大きく取り上げられています。

あまり反対がクローズアップされませんが「国民年金「5万円台」維持へ 厚労省、厚生年金で穴埋め」の記事が掲載されました。一応・・・「検討に入る」段階ですので確定ではありませんとのことですが 驚きです。

ただ こういう場合今まではほぼ決まっていたことが多いように思います。詳細については内容が決まり次第、今後報道されるでしょうが、特に厚生年金保険に加入している会社員の方にとっては、注意すべきニュースです。

“100年安心”を掲げた「平成の年金改革」では保険料が13年間にわたって毎年引き上げられたうえ、年金支給額を“自動減額”する「マクロ経済スライド」が導入されました。安心どころか、老後不安は一層高まっているように思います。岸田政権はそれに輪をかけた「令和の年金大改悪」に走り出したと一部では言われ 岸田総理＝「検討使」などと揶揄する人も・・・。手始めに、逼迫する年金財政の穴埋めに「サラリーマンの年金」が狙われて またサラリーマンかあ・・・バイトやフリーがいっぱいあ と思いきや、フリーや扶養家族で社会保険加入対象、税額控除対象の範囲内で仕事をしてきた人にも そうはいってられない「フリーではられない」仕組みが整いつつあるのだろーと思います。

これこそ まだ大きく取り上げられてはいませんが 来年の10月1日より インボイス制度が始まります。ぼつりぼつりと「国税庁適格請求書発行事業者に登録致しました。番号は T-〇〇〇〇・・・です。」というお知らせが届き始めました。マルジンも今月登録済みです。さあ これから事務泣かせの制度が本格化します。想像しても大変なことだと思います。

インボイス制度とは「適格請求書保存方式」のことをいいます。所定の記載要件を満たした請求書などが「適格請求書(インボイス)」です。インボイスの発行または保存により、消費税の仕入額控除を受けることが可能です。インボイス制度は売り手側、買い手側双方に適用されます。売り手側は、取引相手(買い手)から求められたときには、インボイスを交付しなければなりません。買い手側は、原則として取引相手(売り手)から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。インボイス制度は2023年10月1日からスタートします。それまでに、売り手側は「適格請求書発行事業者」になっていなければなりません。適格請求書発行事業者でなければ、インボイスを発行できないからです。登録申請書の提出が可能となるのは、2021年10月1日以降です。

たとえば・・・毎日の出納帳ひとつにしても事業者番号の確認が必要です。「宿泊した先の請求書に番号が書いてない場合調べる・書いてあってもサイトで間違いがないか調べる・免税業者であれば経過措置における控除分の計算・課税業者になる予定がないか仕入れ先に確認・正しい請求書を再発行してもらう・・・」こうなってくると継続的に取引を行うかどうか選択することは避けて通れなくなることでしょう 免税業者を利用することが億劫になると思います。現場での旅費精算も「宿泊先」「スタンド」「工具店」「レンタカー」「食事先」たとえば接待の「スナック」ですら適格事業者かどうか調べる必要があります。極端な例ですが「まあいいわい」とすると図のようにとんでもない消費税を納めることになってしまうからです。免税業者であってもそのまま業務を営むのであれば「消費税分を値引きして取引の継続を願う」か「自ら課税業者となって自社の仕入れ・経費に対しても課税業者を選択していく」というスパイラルが始まることとなります。海外を見れば消費税制度国ではほとんどがインボイス制度を導入しているので メリット、デメリットふまえて対応していかなければならないと思います。クライアントから預かっている消費税を納付しなくていい(益税)許すまじ!とフリーランスに逆風が吹きそうです。

建設会社 (年商5億円) 課税事業者で下請け業者40人のほとんどが免税事業者

下請け業者が登録番号をもらわなかったらどうなるんだ?

消費税の納税額が激増しますよ。
※40人が全て課税事業者で、その支払いが4億円とすると
(5億円×10%=5000万円) - (4億円×10%=4000万円) = 1000万円(納税額)
※40人が免税事業者のままだと
(5億円×10%=5000万円) - 0円 = 5000万円

納税額は5倍

マルジン 11月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

～＜国税庁適格請求書発行事業者番号＞～

来年から始まるインボイス制度
マルジンの登録番号は
T8210001012008 です。

「適格請求書発行事業者公表サイト」でも
検索できます。

2022年11月第300回は～労働災害を防ごう！～について

とあるお客様の安全・技術 危険感受性向上研修ツールの災害事故例集の中から モノレールの現場でも同様な工法が使われていると思われる事例を抜粋させていただきます。「あるあるこういうひやり！」とか「そうか！こういう事も気を付けたほうがいいな」とかの気付きにしていいただければ幸いです。

作業	不安全行動	気を付けるべきこと
伐木作業	偏芯が大きい伐木の段切中に突然木が裂け、安全帯と樹木に挟まれた	偏芯が大きい樹木は切断中に裂けて挟まることもある
作業車駐車時	坂道に駐車した車両が動き出したため 止めようとして挟まれた	動いている車の後ろに入ると車に挟まれる 咄嗟にとった行動が判断ミス
荷吊り中	荷吊り中 荷がトラックに接触したため直接手で介添えて ワイヤーに挟まれた	重機作業の際は 落ちる位置 挟まれる位置に立ち入らないようにする
山岳地作業	作業終了後 下山時に単独行動となり 道に迷い滑落	山道では 木の根、石の躓き・崖の見落としなど 滑落に注意する
資材運搬中	資材運搬中に、運搬車（キャタピラー車）が谷側に傾き、介添えの作業員が転落	段差や くぼみに躓いての転落に注意する。
伐採作業中	斜面の伐採作業中スパイク付靴が堆積した砂で滑り、転倒した	スパイクの滑り止め効果を過信せず 土を除去するなど対策と注意を怠らない
車輛荷台で作業中	トラック荷台で作業中、足を滑らせ道路に転落	トラックの荷台であっても高所、高所から転落すれば重傷の怪我もありえる
荷下ろし中	足場用単管を上下作業で受け渡し、合図せずに 降ろしたところ下の作業員に激突	協働作業では合図・確認は必ずしないと災害につながる
荷下ろし中	トラックの側板に足を掛けた際 滑ってバランスを崩し凸部に強打し骨折	車輛からの飛び降り、濡れた作業車からの降車は気を付ける
ボルト締め付け作業	打撃スパナをハンマーで打撃しようとした際、誤ってスパナ保持者に当たり負傷	打撃ハンマー使用時は軌道範囲に人がいないか十分に注意する。
倒木整理	伐採倒木を整理中 作業中に足が滑り咄嗟に離れた手にチェーンが当たり負傷した	傾斜地での刃物作業は滑りや転倒により切創に気を付ける。
倒木整理	倒木の枝払い中にチェーンがキックバックを起こし接触負傷した	不意安全な作業姿勢でチェーンを使用しない。解つていても災害多いチェーン
坂道歩行	冬季 落ち葉、凍結路で滑って転倒し骨折	冬季の路面状態を把握して気を付ける
ヘリ運搬中	ヘリコプターで鉄板800kを運搬中に、風圧で浮き上がり、あだ巻きワイヤーが外れたため落下した	ヘリ輸送は、フックのロック確認とロープの固縛状態が不確実な状態では 吊り荷が落下するのでフックとワイヤーを確かめる
切断作業中	管路やダクトの上で切断加工などするとき 中に電線ケーブルが通っていて切断	管路やダクトの中身は目視で確認する。見えないところには刃を入れない
施工中	建物のコンクリート部分を工事中に 鉄筋が入っているのを確認せず施工、建物基礎鉄筋を切断	途中埋設物は必ず確認して施工する
高所作業	既設物の撤去作業時に安全帯につけていたフック部が外れ落下して大事な所有物を損傷した	高所作業の工具や部品は手に持っていない ホルダーに装着していても落ちることを想定して立ち位置等熟慮すべき

↓上記研修ツール以外ですが モノレールを使用する作業での危険な不安全行動も抜粋します。

作業	不安全行動	気を付けるべきこと
観光	砂防工事用のモノレールに事務所職員が家族を観光目的で乗せ傾斜地でモノレールのコンテナが後退し 降りようとして足を挟んだ。	工事用のモノレールを一般の観光目的に簡単に使うという管理に問題があった。保管や 利用の規約、届等を決める。
みかん採集	無人用モノレールを運転中 ローラーに枝が挟まり前進しなくなったので 挟まった小枝を取った瞬間 突然モノレールが急降下し、ブレーキが利かず転落負傷	駐車ブレーキ、降坂ブレーキ、緊急ブレーキが常に正常に働くよう整備を怠らない。軌道上の障害物を日々の点検で除去する 乗車する場合は乗用台車を設置する

「自分だけは大丈夫」と思わず「常にあるあるうっかり行動」と気を引き締め作業いたしましょう。